14　賃金の支払（第2.2規則）

氏名
肩書
署名
場所
日
（必要に応じて、権限のある機関の印章）

実質的に同等な規定
（注　該当しない記述を抹消すること。）

１から14までの項目に記載したものを除くほか、2006年の海上の労働に関する条約第６条３及び４に規定する実質的に同等な規定を次に記載する。（適当な場合には説明を挿入すること。）

実質的に同等な規定による実施は、認められなかった。

氏名
肩書
署名
場所
日
（必要に応じて、権限のある機関の印章）

適用除外
（注　該当しない記述を抹消すること。）

2006年の海上の労働に関する条約第３章の規定に基づいて権限のある機関が認めた適用除外を次に記載する。

適用除外は、認められなかった。

氏名
肩書
署名
場所
日
（必要に応じて、権限のある機関の印章）

海上労働遵守措置認定書　第Ⅱ部

検査から次の検査までの間において継続的な遵守を確保するためにとる措置

次の措置は、検査から次の検査までの間において継続的な遵守を確保するため、この海上労働遵守措置認定書を添付する海上労働証書に氏名又は名称が記載されている船舶所有者がとることとした。（第Ⅰ部の各項目の遵守を確保するためにとることとした措置を次の１から14までに記載すること。）

1　最低年齢（第1.1規則）　□
2　健康証明書（第1.2規則）　□
3　船員の資格（第1.3規則）　□
4　船員の雇用契約（第2.1規則）　□
5　免許を与えられ、資格証明を受け、又は規制された民間の船員の募集及び職業紹介のための機関の利用（第1.4規則）　□
6　労働時間及び休息時間（第2.3規則）　□
7　船舶の配乗の水準（第2.7規則）　□
8　居住設備（第3.1規則）　□
9　船舶におけるレクリエーション用の設備（第3.1規則）　□
10　食料及び料理の提供（第3.2規則）　□
11　健康及び安全並びに災害の防止（第4.3規則）　□
12　船舶における医療（第4.1規則）　□
13　船舶内における苦情に関する手続（第5.1.5規則）　□
14　賃金の支払（第2.2規則）　□

第Ⅰ部に掲げる要件に関し、検査から次の検査までの間において継続的な遵守を確保するため、上記の措置をとることとしたことをここに証明する。

船舶所有者（注）の氏名又は名称
会社の住所
権限を与えられた署名者の氏名
肩書
権限を与えられた署名者の署名
日
（船舶所有者（注）の印章）